

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について

今般、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成26年度調査・測量・設計等を外注する場合の技術者の基準日額」（以下「新労務単価等」という。）が決定され、いずれも平成26年2月1日から適用することとなりましたので、お知らせします。

これを受け、九州森林管理局では平成26年2月1日以降に発注する森林土木工事、造林事業、素材生産事業及び調査等業務（以下「工事等」という。）において新労務単価等を適用することとしております。

新労務単価等は「平成25年度公共工事設計労務単価」及び「平成25年度調査・測量・設計等を外注する場合の技術者の基準日額」（以下「旧労務単価等」という。）に比して、全職種単純平均でそれぞれ約7.1%、約5.8%と大きく上昇していることを踏まえ、平成26年2月1日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているものについて、下記の第1のとおり特例措置を行うこととしております。

また、平成26年2月1日以前に契約を行った工事等については、賃金等の急激な変動に対処するため、下記の第2のとおり請負契約約款に基づく請負代金額の変更（以下「スライドの適用」という。）が可能となる場合があります。

なお、新労務単価等については、九州森林管理局経理課で縦覧することができます。

記

第1 新労務単価等の運用に係る特例措置

1 措置の内容

新労務単価等の決定に伴い、2に定める工事等の受注者は、「国有林野事業工事請負契約約款」、「国有林野事業業務請負契約約款」の定めに基づき、旧労務単価等に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 措置の対象となるもの

平成26年2月1日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務単価等を適用し

て予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の工事等にあつては、落札者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事等にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明することとしております。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額

$$= \text{新労務単価等及び当初契約時点の物価により積算された予定価格} \\ \times \text{当初契約の落札率}$$

第2 スライドの適用に係る運用

1 運用の内容

賃金等の急激な変動により、請負代金額が著しく不適當となった場合は、「国有林野事業工事請負契約約款」、「国有林野事業造林事業請負契約約款」、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」の定めに基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 適用の対象となるもの

平成26年2月1日以前に契約を行った森林土木工事、造林事業及び素材生産事業のうち、残工期又は残事業期間が2ヶ月以上あるもの。

3 請負代金額の変更

請負代金額の変更額は、当該森林土木工事、造林事業及び素材生産事業に係る変動額のうち、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。